

## 福祉バスの運行に関する要綱

### (目的)

第1条 老人クラブ等高齢者関係団体及び障がい児（者）関係の団体が、研修会又はグループ活動等の参加及び市内の福祉施設の慰問、見学等を行う場合に福祉バスを運行し、その便を図ることにより福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (運行日、運行時間及び運行地域)

第2条 運行日は、原則として月曜日から金曜日までとする。

2 運行時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。

3 運行地域は、原則として市内に限る。

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別の場合に限り運行日以外の運行及び市外の運行を認める。

(1) 老人クラブ等高齢者関係団体が市外公共施設の視察、研修又は地元福祉関係団体との交換会等を目的とし特にそれが市外利用しなければならない理由があると認められる場合。

(2) 別表に掲げる障がい児（者）で通常の交通機関の利用が困難であると認められるものを含む団体が利用する場合。ただし、リフト付バスにおいては市長が特に必要と認める場合を除き、車いす利用者を含む団体に限る。

### (運行計画)

第3条 福祉バスの運行管理は、高齢者支援課が行う。

### (募集等)

第4条 福祉バスの利用の募集は、必要に応じて「市報にいがた」、ホームページに掲載して行うものとする。

2 福祉バスを利用する団体及び利用日については、前項による募集の際に定める方法で行う応募により仮決定するものとする。この場合において、応募が重複する日については、抽選を行い仮決定し、この後、日時に空きがある場合については、電話等により先

着順に随時仮決定するものとする。

3 前項により利用が仮決定した団体は、原則として利用する日の15日前までに、市長に対し所定の用紙により申請を行うものとする。

4 前項の申請に係る書類は、高齢者支援課に提出するものとする。ただし、心身障がい児（者）関係の団体にあつては、障がい福祉課に提出するものとする。

（利用の許可）

第5条 市長は、前条第3項の申請があつた場合、第1条及び第2条の規定に照らし適当と認めた利用を許可するものとする。

（添乗員及び介護人）

第6条 福祉バスの安全運行のため福祉バスを利用する関係団体は、必ず添乗員を選出し、乗車させるものとする。

2 心身障がい児（者）関係の団体が利用する場合は、福祉バスの運転に支障を生じないよう前項の添乗員のほかに必要に応じ介護人をつけなければならない。

（配車）

第7条 配車については原則として団体所在地内のバス停等配車を明確にできる場所を指定するものとし、交通量の激しい事故の起きる可能性のある場所又は農道等駐車に不適當な場所を除くものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉バスの運行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、同日以後の利用に係る申請について適用する。

別表（第2条関係）

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に記載されている等級が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める、次の等級に該当する者
  - ・ 1級又は2級
  - ・ 下肢不自由3級
  - ・ 体幹不自由3級
  - ・ 脳原性運動（移動）障害3級
  - ・ 心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸，もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害3級（内部障害3級）
- 2 新潟県知事から療育手帳（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」によるものをいう。）の交付を受けた者
- 3 精神保健福祉法（平成7年法律第94号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者